１　開会の宣言

議　　　　　長　　出席委員が定数に達したので、定刻通り午後２時００分、本会を開会する旨を宣言した。

傍聴人の確認

議　　　　　長　　傍聴人の有無を確認するよう事務局に指示したところ、いなかった。

２　署名委員の選任

議　　　　　長　　署名委員に藤波貢農業委員、内田栄作農業委員を選任した。

３　参与の承認及び書記の任命

議　　　　　長　　参与に荒井農業委員会事務局長を承認し、書記に小宮山農業委員会事務局次長、大室主査、尾嵜主任を任命した。

４　議　事

議案第４０号　　生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について

議　　　　　長　　議案第４０号について事務局に説明を求めた。

事　　務　　局　　議案書を朗読した。申請番号１、地区は上尾地区、所在は大字上尾宿字向原である。地目は登記、現況ともに畑である。事由は事由発生者の死亡、続柄は親子である。従事日数は事由発生者が１５０日、他が２００日、２００日、０日、０日となっている。生産緑地法施行規則第２条に６５歳以

上は最長従事日数者の７割で、主たる従事者になれる規定があり、１４０日以上であれば主たる従事者に該当するため、従事日数１５０日でその要件を満たしている。

　現地は地図の通り、一部は梅林で、作付けはされていないが保全管理はしっかり行われており、事務局としては特段問題ないと判断している。

議　　　長　　本件について意見を求めるが無かったため、議案第４０号について採決を行ったところ、賛成全員で承認することを宣した。

議案第４１号　　上尾市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の改正について

議　　　長　　議案第４０号について事務局に説明を求めた。

事　務　局　　「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」を改正するための議案である。農業委員会の長期的目標として、１０年後に目指す農地の状況を示し、３年ごとの委員改選期に合わせて見直しを行うもので、平成２９年に策定していたが、令和５年４月１日に農業委員会に関する法律が改正されることに合わせ、法律内容に則した形で令和４年３月末までに改正する必要があることから、事務局作成案について、文言も含めてこの場で検討した上で、決定したい。

事　務　局　　「指針第１．基本的な考え方」を朗読・説明した。

議　　　長　　この段落部分での文言・内容修正等意見を求めたが、特に意見がなく、修正なしで了承した。

事　務　局　　「指針第２．具体的な目標、推進方法及び評価方法」のうち「１．遊休農地の発生防止・解消について」を朗読・説明した。

議　　　長　　この段落部分での文言・内容・修正等の意見を求めた。

市村推進委員　　国の定めに基づいて作成するとのことだが、遊休農地の解消には、条件を緩和しないと改善に結びつかないと考えられるが、地方自治体ごとの独自の取り組みは認めているのか。また、そうした文言は文章で謳われているのか。

事　務　局　　今回は国の方から農業委員会の法律に基づいて指針を見直すということで、細部の指示はないので、上尾市独自の政策を盛り込むことも可能と考えられる。

市村推進委員　　文言を盛り込まなくても、遊休農地を改善していく手段は、上尾市独自の判断でやっていくことができるのか。年に2ha の遊休農地を減らすという取り組みのためには、随時検討し、様々な施策が出てくると思うが、特別に上尾市として考えることはあるのか。

事　務　局　　遊休農地解消について明記されているが、基本的には現在実施している内容である。上尾市独自の施策があれば、3年ごとに行う見直しに際して反映させることができる。目標数値についてはあくまで指針として掲げており、総会の合議体の中で、その都度検討して決めていくことが可能である。

議　　　長　　更に意見を求めるが特になく、「1．遊休農地の発生防止・解消について」は文言の修正なしの了承を得た。

事　務　局　　「2．担い手への農地利用の集積・集約化について」を朗読・説明した。

議　　　長　　この段落部分での文言・内容・修正等の意見を求めた。

市村推進委員　　集積と集約とあるが、その違いは何か。

事　務　局　　おそらく、集積は農地を集める。集約は経営体や作物ごとなど、効率性の観点で整えることだと思う。定義されていると思うので、確認して後ほど報告させていただく。

市村推進委員　　農地利用の集約が進んでいる地域で集積とあるが、集約までやるのか、集積迄やるのか。

事　務　局　　点在する遊休農地を一体化して集めることも集積だと思うが、確認してから回答したい。

市村推進委員　　新規参入の受け入れの推進で、地域に応じた取り組みをして良いという意味か。

事　務　局　　地域ごとに作物や農業経営があると思うので、地域に則した形での取り組みが可能という内容と理解している。

市村推進委員　　自分の地域で同じようなことに取り組んでおり、指針で内容が盛り込まれていると、今後の活動

の切り口になるので、プランを作る側というより、使う側の視点で改めて確認させてもらった。

議　　　長　　人・農地プランは農業委員会というより、農政課が担当なのではないか。

市村推進委員　　農政課と進めているが、その文言が指針に載っており、これに基づいて動かざるを得ないのかと気になっている。

議　　　長　　それほど心配する必要はないと思う。

事　務　局　　人・農地プランを展開していく中で、利用権なり農地法第３条なり、やり方があると思うし、法人を呼び込んで新規参入を進めるなど、地域の実情に合わせて進めるという意味合いでとらえてもらえばいいと思う。

荒井事務局長　　幅をもって考えるなら、特定農地貸付など、農業者以外の地域住民が参入して農地を維持していくことも今後必要になって来る。特に都市部ではそういった取り組みなども含まれると思われる。

議　　　長　　更に意見を求めるが特になく、「２．担い手への農地利用の集積・集約化について」は文言の修正なしの了承を得た。

事　務　局　　「３．新規参入の促進について」「第３　地域計画の目標を達成するための役割」を朗読・説明した。

議　　　長　　この段落部分での文言・内容・修正等の意見を求めたが、特に意見はなく、「３．新規参入の促進について」「第３　地域計画の目標を達成するための役割」は文言の修正なしの了承を得た。

事　務　局　　先ほどの質問で、農地の集積と集約の違いについて、農林水産省のホームページによれば、農地の集積とは農地を所有し又は借り入れる等により利用する農地面積を拡大すること。農地の集約化とは農地の利用権を交換する事等により、農地の分散を解消することで、農作業を連続的に支障なく行えることと定義されている。

議　　　長　　本議案について採決し、賛成全員で原案のとおり決定した。

議案第４２号　　　　令和４年度３月期農用地利用集積計画の承認について

議　　　長　　関係する農業委員に対し、上尾市農業委員会会議規則第１０条の規定に基づき一時退席を促す。
関係委員　　一時退室。
議　　　長　　議案第４２号について担当部署に説明を求めた。
農　政　課　　制度について説明し、議案書を朗読した。
議　　　長　　本件について意見を求めるが無かったため、議案第４２号について採決を行ったところ、賛成全員で承認することを宣した。
議　　　長　　関係委員の入室を促した。
関係委員　　入室。

５　報告第１２号専決処分について
（１）農地法第４条の届出の受理について
（２）農地法第５条の届出の受理について

６　閉会

議　　　長　以上で今回の提出議案全てについて審議が終了した旨を宣言し、午後３時００分、本会を閉会した。

７　その他

上記のとおり、会議の顚末が相違ないことを証するためここに署名いたします。

令和５年　３月２７日

議　　　長

署 名 委 員

署 名 委 員